

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、長野県財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）、本件に係る入札公告のほか、長野県立美術館が発注する賃貸借契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

入札公告のとおり

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる者で、一般競争入札又は指名競争入札に参加することを停止されている者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件業務の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 業務を適正に遂行するに足りる従業員を従事させることができる者。
- (6) 過去 3 年間に、博物館法第 1 章第 2 条第 1 項における美術館施設において、展覧会図録の印刷業務契約を元請けとして 5 件以上結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、公告に記載する 4 の (4) に関して、上記 (5) 及び (6) の事項については、様式 1 及び様式 2 を使用し、これを証明のうえ別記の 2 の (3) へ提出すること。
この際、様式 1 においては、業務契約書の写しを添付すること。

3 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、別記 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者又はその代理人は、別紙による入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記 2 の (1) のとおり。
- (5) 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札」「長野県立美術館グランドオープン記念 森と水と生きる」展の図録印刷及び製作業務」の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (6) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式 2 による入札書を提出しなければならない。
 - ア 委託に付される業務名
 - イ 入札金額

- ウ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札者の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (9) 参加者又はその代理人の入札金額は、本件業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 競争参加者又はその代理人は、賃借料の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (12) 開札の日時及び開札の場所は、別記2の（2）のとおり。
- (13) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積もり回数は3回を限度として行う。
- (14) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (15) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（14）の立会い職員以外の者は、入場することができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 競争参加者の代理人は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (19) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (20) 競争参加者又はその代理人は、本件業務に係る入札について他の競争参加者の代理人になることができない。

4 入札保証金

(1) 競争参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、入札日前日午後3時までに、別記3の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額（消費税込み）の100分の10以上とする。

なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙入札申込書を用いて審査されること。

この審査において、長野県財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除する。

(2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債権金額
イ	特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)第1項に規定する法人の発行する債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の月が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 競争参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は別に定める方法により金融機関から納付し、領収印が押印された領収書を提出しなければならない。
- (4) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出しなければならない。
- (5) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは、手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (6) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは、当該保証書を添付して提出しなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、保険会社との間に(財)長野県文化振興事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、当該競争入札に係る契約書を取り交わした後に、これを還付するものとする。
(上記(3)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること。)
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、(一財)長野県文化振興事業団に帰属するものとする。

5 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 業務名及び入札金額のない入札書
- (5) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の10に達しない場合の当該入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、4の(2)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、(一財)長野県文化振興事業団に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを返還する。

8 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (2) (1)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

9 契約条件

別添契約書(案)のとおり。

10 入札者に求められる義務

競争参加者又はその代理人は、入札公告等において定められた事項に係る経済上の要件及び技術仕様・適合性の説明並びに必要な説明資料について、指定の期日までに提出し審査を受けること。

なお、申込みにおける不備事項については、開札日の前日までに、競争参加者の負担において完全な説明をしなければならないこと。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

(郵便番号) 380-0801

(所在地) 長野市箱清水 1-4-4

(機関名) 長野県立美術館 学芸課

(電話番号) 026 (232) 0052

(担当者) 学芸員 古家満葉

12 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件業務に関しての問い合わせ先は、別記4のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

「長野県立美術館グランドオープン記念 森と水と生きる」展の図録印刷及び製作業務

(2) 業務の内容

別添「長野県立美術館グランドオープン記念 森と水と生きる」展の図録印刷及び製作業務仕様書のとおり

(3) 業務の履行期限

令和3年8月26日(木)

(4) 契約に係る入札公示の日付

令和3年4月23日(金)

2 入札手続等

(1) 入札書の提出場所

(郵便番号) 380-0801

(所在地) 長野市箱清水 1-4-4

(機関名) 一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館 学芸課

(2) 入札及び開札の日時及び場所

(開札日時) 令和3年4月30日(金) 午後2時

(開札場所) 長野県立美術館 1階会議室

(3) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出場所及び期限

(郵便番号) 380-0801

(所在地) 長野市箱清水 1-4-4

(機関名) 一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館 学芸課

(担当者) 学芸員 古家満葉

(提出期限) 令和3年4月28日(水) 午後5時

3 入札に関する事務を担当する部所の名称及び所在地

(担当課) 一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館 学芸課

(郵便番号) 380-0801

(所在地) 長野市箱清水 1-4-4

4 本件業務に関しての問い合わせ先

(担当課) 一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館 学芸課

(担当者) 学芸員 古家満葉

(郵便番号) 380-0801

(所在地) 長野市箱清水 1-4-4

5 入札保証金の納付証拠書等提出先

(担当課) 一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県立美術館 学芸課

(担当者) 学芸員 古家満葉

(郵便番号) 380-0801

(所在地) 長野市箱清水 1-4-4

参加資格審査申請書

一般財団法人長野県文化振興事業団
長野県立美術館 館長 松本 透 様

令和 年 月 日

下記の通り、展覧会における展覧会図録印刷業務を請負い、誠実に履行したことを申し立て、入札参加資格審査を申請します。

記

業務の種類	展覧会図録印刷業務				
	実績1	実績2	実績3	実績4	実績5
業務対象施設の名称					
建物の住所					
展覧会名					
従事者人数					
契約期日					
制作物概要					
契約金額 (円)					

(注) 1 記入した実績が確認できるように、契約書の写しをあわせて添付すること。
(業務内容が確認できる仕様書等も添付すること。)

入 札 参 加 に か か る 説 明 書

一般財団法人長野県文化振興事業団
 長野県立美術館 館長 松本 透 様

「長野県立美術館グランドオープン記念 森と水と生きる」展の図録印刷及び製作業務入札参加に
 当たり、入札説明書に規定する内容については下記のとおりです。

これらの事項は事実と相違ありません。

住所（所在地）
 商号又は名称
 代表者 氏名 印

1 本業務履行に係る営業拠点 (住所) (電話番号)			
2 本業務履行に当たり配置可能な従事者の内容	人		
3 実績証明書以外の取引状況	施設の名称	展覧会名	請負業務

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

一般財団法人長野県文化振興事業団
 長野県立美術館 館長 松本 透 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

印)

入札説明書及び仕様書を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

業務名	「長野県立美術館グランドオープン記念 森と水と生きる」展 図録印刷及び製作業務請負
納品場所	長野市箱清水 1-4-4 長野県立美術館
入札金額	金 円

上記の金額は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

一般財団法人長野県文化振興事業団
長野県立美術館 館長 松本 透 様

委任者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、「長野県立美術館グランドオープン記念 森と水と生きる」展 図録印刷及び製作業務請負契約に関する下記事項の権限を委任します。

記

受任者

住所（所在地）

商号又は名称

職 氏 名

代理人使用印鑑

印

【委任事項】

入札及び見積に関すること